

平成18年第2回東大和市議会定例会会議録第15号

平成18年6月20日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	粕谷久美子君	2番	大后治雄君
3番	長瀬りつ君	4番	二宮由子君
5番	森田憲二君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	押本治雄君
9番	石川庄太郎君	10番	関野杜成君
11番	西川洋一君	12番	藤原宏子君
13番	関田貢君	14番	関田正民君
15番	木下光雄君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	松浦誠君	20番	下条学君
21番	小林知久君	22番	尾崎保夫君

欠席議員（なし）

事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	三浦文一君

出席説明員（12名）

市長	尾又正則君	助役	佐久間栄昭君
収入役	岸永通君	企画財政部長	小飯塚謙一君
総務部長	渡辺和之君	総務部参事	並木俊則君
市民部長	高杉豊君	生活環境部長	内野章君
福祉部長	関田実君	都市建設部長	氏井博君
学校教育部長	並木清志君	社会教育部長	浅見敏一君

議事日程

- 第1号同意 東大和市助役の選任について
- 第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について
〔厚生文教委員会審査報告 日程第3〕

第 3 18第5号陳情 「最低保障年金制度」の創設について、政府への意見書提出を求める陳情
〔建設環境委員会審査報告 日程第4〕

第 4 18第4号陳情 芝中団地空き店舗活用に関する陳情
〔議会運営委員会審査報告 日程第5〕

第 5 18第3号陳情 東大和市議会テレビ放映に関する陳情

第 6 閉会中の特定事件調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第6まで

午前 9時30分 開議

○議長（松浦 誠君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 第1号同意 東大和市助役の選任について

○議長（松浦 誠君） 日程第1 第1号同意 東大和市助役の選任について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾又正則君 登壇〕

○市長（尾又正則君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました第1号同意 東大和市助役の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第162条の規定によりまして、東大和市助役を選任することについて議会の同意を求め
るものでございます。

このたび、東大和市助役の佐久間栄昭氏から、平成18年6月30日をもって退職したい旨の願い出があった
ことから、新たに小飯塚謙一氏を選任するものであります。

小飯塚謙一氏は、昭和40年大和町役場に入職し、その後都市建設部長、企画財政部長を歴任しております。
以上のことから、広い識見と長い経験を有し、人望も厚い小飯塚謙一氏が最適と考え、東大和市助役として
選任いたしたく、ここに御提案申し上げるものであります。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。また、経歴の
細部につきましては、別添の経歴書をごらん賜いますようお願い申し上げます。

よろしく御同意いただきますようお願い申し上げます。

〔市長 尾又正則君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（大后治雄君） この方は、市の職員でいらっしゃいますけれども、勸奨退職をなさるのかどうかを伺い
ます。

○市長（尾又正則君） 普通退職です。

○3番（長瀬りつ君） 市長の政策の3本柱である福祉並びに教育について、福祉と教育について、この方はど
のような識見をお持ちなのか、御説明願いたいと思います。

○市長（尾又正則君） 政策は市長が決定するわけでございますけれども、今おっしゃったように福祉、教育に
ついては重点的に政策を推進し、彼は企財部長として積極的に私の政策を支援し、かつまた協力してまいり
ました。その意味で、従来、私の政策をしっかりと身につけているというふうに判断をしております。

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第1号同意 東大和市助役の選任について、本案を同意と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を同意と決します。

日程第2 第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（松浦 誠君） 日程第2 第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾又正則君 登壇〕

○市長（尾又正則君） ただいま議題となりました第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、東大和市教育委員会委員を任命することについて議会の同意を求めるものであります。

東大和市教育委員会委員の山川登志行氏が、平成18年5月31日をもって辞職をしたことから、次期委員に佐久間栄昭氏を任命するものであります。

経歴を申し上げますと、昭和40年大和町役場に入職し、その後市民部長、福祉部長を歴任し、平成12年4月から東大和市助役に就任しております。以上のことから広い識見と長い経験を有し、人望も厚い佐久間栄昭氏が適任と考え、東大和市教育委員会委員として任命いたしたく、ここに御提案申し上げるものであります。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾又正則君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○12番（藤原宏子君） ただいま市長の方から提案されました佐久間栄昭氏の職員として、また、福祉部長や助役としての御活動については存じ上げておりますけれども、教育委員、さらに教育長の職となられるであろうと考えられますので、この際、改めて憲法と教育基本法に対する考えや態度について、市長はどのような確認をされているのかお尋ねをいたします。

○市長（尾又正則君） まず、佐久間さん自身の人格でありますけれども、非常に穏やかで温厚な方というふうには私は認識をしております。憲法観につきましても、私同様ですね、戦後の平和、民主主義の根幹をうたっ

ている、その基本であるところの憲法については、近い識見を持っております。また、教育基本法につきましても、これについてはまだ本人と議論はしておりませんが、戦後の教育基本法の役割についても、憲法同様、恐らくは深い見識を持っているというふうに判断しております。

○11番（西川洋一君） 憲法と教育基本法についての見識があるかどうかではなくて、きちんとこれを守る立場にあるかどうか、どのようなお考えか、市長として見ているのかお聞かせください。

○市長（尾又正則君） 教育基本法につきましては国会でもって議論をされておまして、また将来的に国会で大きい議題となるというふうに考えておりますけれども、地方自治体の教育委員でございますから、国会議論とは別にして考えますと、基本的には、この方は教育基本法のプラス面を理解しておられるというふうに思っております。

○11番（西川洋一君） どう理解しているかじゃなくて、当然教育委員という職につくわけですから、現行の憲法と現行の基本法は守るという立場であるということ、なぜはっきり言えないんですか。

○市長（尾又正則君） 私個人の立場の話で、教育委員に推薦した方の立場でありますので、彼は彼でもって教育基本法にも御自分の思想があると思っております。今後ですね、佐久間さん自身が教育委員として活躍されると思うんでありますけれども、その中で、本人の活躍の中で見てほしいというふうに思っております。

○18番（中間建二君） 今回提案された人事につきましては、助役の任期を残した中での今教育委員への御推薦ということで承りました。前任の教育長が、急遽健康上の理由で退任されたという非常に複雑な理由もあるかと思うんですけれども、今回このような形で、異例な形で市長として人事を行う、その点についての市長のお考えをちょっと確認させていただきたいと思えます。

○市長（尾又正則君） 今までの自分が市長に就任した12年間余りの教育委員の任命というのは、先生も御存じのとおりでございまして、今回につきましては、山川教育長が2年前に体調を崩され、また今回も4月に大きく体調を崩された中でもって、非常に私もそのものについて判断に苦しんだわけでありまして、本人がどうしても健康上のことをもって任務に耐え切れないということをお聞きしまして、現在の当市の教育委員会、さらには教育の発展のために、年齢的にも一番高い、かつまた人間的にも温厚で、そしてかつて教育委員会にも席を置いて、教育委員会の実績もあるところの佐久間さんをお願いしたわけでございます。

○12番（藤原宏子君） 今教育基本法を守る立場かどうかということをお僚議員から質問したんですけれども、今この教育基本法をめぐっては、愛国心を押しつけることが問題になっています。また、東京都教育委員会は、日の丸、君が代の教育現場への押しつけなどを進めております。こういった点で、教育基本法の、現行の教育基本法を守るかどうかという立場は、大変東大和市の未来、子供たちの未来にとっても重要な問題があるというふうに考えます。そういう点で、もう一度、市長がどのように考えて任命されるのか、お尋ねをしたいと思えます。

○市長（尾又正則君） 教育基本法はですね、戦後果たした役割については私も十分に理解をしてるところでございます。今回教育委員に任命をいたされている佐久間さん本人自身も、これにつきましては理解を持っているというふうに私は理解しております。

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第 2 号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を同意と決します。

日程第 3 18 第 5 号陳情 「最低保障年金制度」の創設について、政府への意見書提出を求める陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第 3 18 第 5 号陳情 「最低保障年金制度」の創設について、政府への意見書提出を求める陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、厚生文教委員会委員長、佐村明美議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 登壇〕

○17番（佐村明美君） ただいま議題に供されました 18 第 5 号陳情 「最低保障年金制度」の創設について、政府への意見書提出を求める陳情につきまして、厚生文教委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成 18 年 6 月 15 日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

本件を議題に供し、直ちに質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

初めに、全国市長会ではこのような提言はされているのか、との質疑に対して、平成 17 年 6 月の全国市長会の国に対する要望の中で、国民年金に関する事項は 4 項目あったが、無拠出による最低保障年金制度の創設は要望事項となっていないと答弁がありました。

三多摩地区でこのような意見書は今回上がっているのかどうか、との質疑に対して、三多摩 26 市の状況では、ことし 3 月に清瀬市で同様の内容の陳情が出され、結果は不採択と聞いている。東村山市は、今議会、請願があり、継続審議ということで扱われていると報告を受けていると答弁がありました。

基礎年金を税金等で最低保障年金という形でもって補う場合に対しては、どういう問題点が出てくるのか、との質疑に対して、政府の方の説明を聞いている範囲では、財源の問題が 1 点あると言われている。2 点目は、財源が多くなるため、所得制限が導入される可能性があるということも言われており、基礎年金部分に

ついて所得制限が加わると、所得がある人にとっては不公平感の問題があるということも指摘はされていると答弁がありました。

生活保護に占める高齢者の割合というのは上がっていると思うが、東大和市の場合どのようにふえているのか、との質疑に対して、平成 17 年 3 月で生活保護受給世帯が 752 世帯のうち高齢者の世帯が 330 世帯、43.88%、平成 18 年 3 月で生活保護受給者世帯が 801 世帯、そのうち高齢者世帯が 324 世帯、40.44%であると答弁がありました。

東大和市の市内の無年金者の数で、男女の比率、国民年金の人の男女の比率、国民年金だけの方の平均額も教えていただきたい、との質疑に対して、東大和市での無年金者の数は、社会保険事務所に確認しているが、数値は持っていないので男女比も不明、年金の受給金額についても、現在市では国民年金について受付事務のみをやっており、賦課も給付もやっていないのでデータはないが、東大和市の受給者の総受給額に対して、受給件数は社会保険庁から報告があり、老齢基礎年金と老齢福祉年金合わせたもので、1人当たりの受給額は 17 年 3 月 31 日現在で年額 60 万 6,600 円程度というふうになっている。これは国民年金のみということではないと答弁がありました。

市の方の認識として、最低保障年金制度という定義はどういったものをいうのか、との質疑に対し、最低保障年金制度というのは特に言葉として法律上もないので、この陳情を調べた内容で説明すると、平成 17 年 7 月に政令指定都市市長会が最低年金保障制度の創設を提案したということになっているが、これについては年金問題で提案があったわけではなく、生活保護制度の抜本改革に向けてという提案であり、その中で出てきた内容である。ここで言っている内容は、生活保護世帯の高齢世帯については、自立するのが非常に難しい状況にある。今後こうした生活保護世帯がふえていくということで、この生活保護のうち、経費のうち 25%は自治体負担ということもあり、高齢者で生活自立が難しい部分については、国では最低保障をしてほしいということに基づいた提案ということを出しており、そういう意味の最低保障制度だというふうに理解はしていると答弁がありました。

最低保障年金制度という考え方については、厚生年金、共済年金、国民年金の問題を 3 つをとらえて、その制度の中での最低保障年金制度ということを考えていくと思うがどうか、との質疑に対して、年金制度の基本的な考え方は、現在 25 年の期間があり、それを掛金、保険料を払っていただくと、原則 65 歳になると受給権が発生する。相互扶助の考え方がベースにあり、そういった保険と、それから 3 分の 1 は公費が入っているので、公費を入れた形で運営している。年金制度については最近法改正があり、その中で課題として残っているのが、厚生年金、共済年金、国民年金を含めた一元化の問題が今課題として残っているという状況であると答弁がありました。

年金がない方への対応はどうされているのか、生活保護だと思うが、現行制度で救えていない部分があるのか、との質疑に対して、国民年金については基本的には国の制度で、立川社会保険事務所が東大和市の管轄で、保険料の通知から給付の手続きすべてを行っている。市で多く扱っているのは免除制度などの受け付けをして、社会保険庁に申請をするという業務が中心になっており、無年金者の数が市でも社会保険事務所の方でも把握していないという状況であるので、具体的な対応は困難な状況がある。生活困窮ということになると、生活保護とか相談を案内するということになると答弁がありました。

今、全国市長会の方から出ていないけれども、指定都市の市長会が出されているような問題が実態としてあるというふうに思う。今のところは最低年金保障制度というのがないわけで、その創設をするように意見書

を出してほしいというのがこの内容だというふうに思うけれども、最低保障年金制度が望ましいというふうには市は考えておられるのかどうか、との質疑に対して、政令指定都市の提案では、基本的には最低の生活保障をどうするかということだと思われる。それが年金という制度の中でやる方がいいのか、あるいは生活保障の延長の中で対応することがいいのかという問題があるかと思う。生活保障の場合と年金の場合は、制度の仕組みも違う。年金の場合は、皆さんが保険料を払っていただいで運営しているという部分がある。生活保障の場合は、国と自治体で公費でやっているということがあるので、最低限の生活保障制度をどの制度の中で取り入れていくかというのは議論のあるところで、もう少し議論を深める必要があるというふうに思っていると答弁がありました。

質疑、討論を終了して、採決の結果、可否同数となり、委員会条例第 17 条の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決の結果、委員長は不採択と裁決し、18 第 5 号陳情 「最低保障年金制度」の創設について、政府への意見書提出を求める陳情は、不採択と決しました。

委員長報告は以上でございます。

議長において、お取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔12番 藤原宏子君 登壇〕

○12番（藤原宏子君） 日本共産党東大和市議員団を代表し、18 第 5 号陳情 「最低保障年金制度」の創設について、政府への意見書提出を求める陳情の採択に賛成の討論を行います。

日本国憲法第 25 条は、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとしています。年金制度は、人が一生をかけて働き、定年を迎え、働くことができなくなったときの保障を目的として、厚生年金を初め各種共済年金制度や国民年金が発足しました。しかし、今この年金制度が大きく崩され、無年金者は全国で 100 万人、国民年金だけの人は 900 万人と低年金の高齢者がふえ、さらに医療や増税など、相次ぐ社会保障の改悪で、憲法で保障された最低限度の生活を営む権利さえ脅かされている実態があります。

そのことは、当市での生活保障受給者のうち、高齢者の割合がふえていることから明らかであります。また、若者についても、パートや派遣、請負など、不安定な仕事につかざるを得ない若者が全体の 3 分の 1 を超え、24 歳以下では半分近くを占めており、低賃金で保険料を払いたくても払えない生活実態があり、将来無年金や低年金の心配があります。さらに、女性の場合、仕事や賃金での女性差別があり、これが年金にも反映され、年金にも男女差別が存在します。こうした中で、多くの自治体の議会が最低保障年金制度の改善を求める意見書を政府に出し、また指定都市市長会でも、無拠出で一定年齢に達したら受給できる最低年金制度を創設することを提案しています。

世界人権宣言は、その 25 条で、すべて人は衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は保障を受ける権利を有すると定め、世界では最低保障年金制度、もしくはそれにかわる制度を持つことが大きな流れになっています。さらに、2001 年 8 月には、国連の社会権規約委員会は、日本政府に対して、最低年金の導入、年金の男女格差の是正を勧告し、2006 年、ことし 6 月には日本政府がその報告を求められています。すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むためには、政府がすべての国民が将来にわたって安心して暮らすことができるよう、最低保障年金制度を確立することが今こそ求められていると思います。

また、財源をどうするのかという声がよく聞かれますが、今大企業や大金持ちが適正な税金を払い、国がむだな公共事業をなくし、憲法 9 条を持つ国にふさわしく軍事費を大幅に削減するとともに、年金積立金を正しく使えば、財源はしっかりと生み出せ、将来にわたって年金を保障することができると思います。

以上のことから、この陳情の要旨に賛成し、採択に賛成の討論といたします。

[12番 藤原宏子君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

18 第 5 号陳情 「最低保障年金制度」の創設について、政府への意見書提出を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立によって採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第 4 18 第 4 号陳情 芝中団地空き店舗活用に関する陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第 4 18 第 4 号陳情 芝中団地空き店舗活用に関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、建設環境委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 関田正民君 登壇]

○14番（関田正民君） 18 年第 2 回市議会定例会建設環境委員会報告をいたします。

ただいま議題に供されました 18 第 4 号陳情 芝中団地空き店舗活用に関する陳情について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、平成 18 年 6 月 16 日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

最初に、公社と現在も含めて店舗入居者との契約も含めてどのようなになっているのか、また公社は他目的とした申し込み者と契約しているのか、の問いに、2 店舗ほど芝中にあるように理解しています。また、契約でございますけど、これは商業と商店ということですのでの答弁がありました。

また、陳情要旨のほか、東京都住宅供給公社芝中団地大型店舗を東大和市において借り上げ願い趣旨書と

いうものをいただき、この陳情を受け付けるに当たり、どのようなものをほかに事務局では受け付けたのか、との問いに、事務局で受け付けたときの状況ですが、18 第4号陳情のこの書面をいただき、この陳情に当たり陳情者が署名活動をいたしました。この陳情の内容でございますが、無償借り上げ願いということになっていまして、内容としましては市が公社の方に借り上げをお願いしてほしいとのことです。活用に当たっては、東京都住宅供給公社芝中団地大型店舗東大和市において借り上げ願い趣旨書というものが出されております。その趣旨書の概要でございますが、1、核として美術館市民ギャラリー等 112.5 坪の開館。多目的利用、絵画、彫刻、陶芸品、書道、手芸、運動施設など。2 番目としまして、高齢者コミュニティセンター室 50 坪。健康マージャン、パソコン、それから将棋、囲碁。3 番としまして、レストラン 35 坪。地元グルメ料理、喫茶、談話室、落語、100 円酒場。4 番目としまして、高齢者おしゃれ美容院 13 坪。和服着つけ、高齢者ファッション、化粧品販売。5 番としまして、子育て支援室 21 坪。シングルファーザー等支援室。6 番としまして、NPO法人等団体事務所 10 坪。その他としまして、屋上太陽光発電機の設置 200 坪。以上のような内容に沿って活用したいとの趣旨での話がありました。

現在、2 団体が公社とじかに契約してるということですが、現在の店舗契約の中で、平米単価契約がわかりましたら、という問いに、この賃貸料と共益費で 90 万 3,250 円ということになります。敷金は、1,111 円掛ける 758.4 平方メートルということで、84 万 2,582 円になりますので、これを 6 カ月掛けますと 505 万 5,492 円という計算になります。

また、市が有償、無償を関係なく借り上げた上で、それをまた別の者に貸すということは許されるか、との問いに、市が借りても有償であると聞いています。また、市が借りてもほかのところへ転貸することということについては、まだわかっていませんとの答弁がありました。

空き店舗対策として、今東京都でやっているわけですけど、そういう趣旨のものとは違うんですね。その辺の確認をお願いしたい、との問いに、この陳情者の方々については、空き店舗対策の事業者になり得る団体というふうにはなっていないというふうに理解しているところですのでとの答弁があり、また公社がこういうことで空き店舗になっているところを、市または自治会等のいわゆる団体等に無償で貸し出しているというようなことはあるのでしょうか、との問いに、再貸し付けは原則禁止されているとの答弁がありました。

今の議論を通じまして、無償で借りるというのは事実上不可能ではないかと。それから、また市が借りた場合、市の借り上げた目的のほかに貸し出すということではできない、趣旨と違う中身になるのではないかという事柄等を考えると、この陳情には賛成しがたいと感ずます。また、こういう団体が独自に公社なり都と交渉した上で対策を練るといふほかの方策が求められるのではないかと感じられますとの意見があり、各委員の質疑も大体そういう内容だったと思います。十分な質疑はできたと思います。

以上のように質疑を経て、討論なく、起立採決の結果、起立なしで不採択と決しました。

以上で建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔建設環境委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

18 第4号陳情 芝中団地空き店舗活用に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立によって採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（松浦 誠君） 起立なし。
よって、本件を不採択と決します。

日程第5 18第3号陳情 東大和市議会テレビ放映に関する陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第5 18第3号陳情 東大和市議会テレビ放映に関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田 憲二 君 登壇〕

○5番（森田憲二君） ただいま議題に供されました18第3号陳情 東大和市議会テレビ放映に関する陳情につきまして、議会運営委員会の審査経過と結果について御報告いたします。

本委員会は、平成18年6月16日に開催、審査を行いました。

議題に供した後、委員長において、同陳情は平成15年9月定例会において、同内容、提出者からの陳情があり、趣旨採択とされた経緯があるとともに、また本会議の放映については、現在当委員会でも議論をしている過程にあることから、質疑、討論を省略し、直ちに趣旨採択としたいとの発言をし、異議なし、よって18第3号陳情 東大和市議会テレビ放映に関する陳情は、趣旨採択に決しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 森田 憲二 君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

18 第3号陳情 東大和市議会テレビ放映に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

日程第6 閉会中の特定事件調査について

○議長（松浦 誠君） 日程第6 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会及び建設環境委員会から、お手元に御配付してあります特定事件調査事項表のとおり、閉会中の特定事件調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

これらの事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（松浦 誠君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成18年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時 8分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 浦 誠

副 議 長 押 本 治 雄

署 名 議 員 関 野 杜 成

署 名 議 員 小 林 知 久

署 名 議 員 尾 崎 保 夫